

◎新潟県告示第902号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新潟市の西蒲原土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成24年7月13日

新潟県新潟地域振興局長

1 退任

理事 新潟市南区味方1030 高橋 功

退任年月日 平成24年6月29日